

## 令和4年第2回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 令和4年4月28日 午前 9時30分開議

議 長	<p>おはようございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。</p> <p>本日、令和4年第2回臨時会が招集されましたところ、ご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。</p>
々	<p>ただいまの出席議員数は、9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p>
々	<p>これより、令和4年第2回川本町議会臨時会を開会いたします。</p> <p>それではただちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。</p>
々	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、1番香取議員、2番中平議員を指名いたします。</p>
々	<p>日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
々	<p>よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。</p>
々	<p>お諮りいたします。</p> <p>本会議における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどについては、発言の趣旨を変更しない範囲で議長において訂正したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
々	<p>よって、そのように「決定」いたしました。</p>

議 長 日程第3、「町長あいさつ」を行います。  
番外野坂町長。

番外  
野坂町長 おはようございます。本日、令和4年第2回川本町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせのうえご出席を賜り、誠にありがとうございます。依然として、収束する気配のない新型コロナウイルス感染症につきましては、基本的な対策の徹底と事業の中止や縮小などへの、皆様からのご理解とご協力のお陰を持ちまして、町内での発症は、最小限に抑えられておりますことに、心から感謝を申し上げます。2月下旬から、集団接種の手法により実施しておりました、希望する方々への3回目のワクチン接種につきましては、4月23日までに概ね終えており、5月21日には完了する予定です。今後は国内外の社会経済情勢に対応して、26日に政府が決定されました「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に呼応した対策を、早急に取りまとめてまいります。町としましては、引き続き、取り巻く動向を注視し、国や県・医療機関と緊密に連携して、感染拡大の防止、地域経済の回復などに全力で取り組んでまいります。去る3月30日に、瀬尻・久料谷、谷地区の治水対策を盛り込んだ「治水とまちづくり関係計画」が公表され、今後は、国・県により、流域治水の取り組みが進められてまいります。スタートしました今年度の事業を、本町の将来のまちづくりを骨格づけることとなる、こうした国・県の取り組みに関連づけながら、しっかりと展開してまいりますので、議員の皆様には、一層のご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日、ご提案申し上げます案件は、先に専決いたしました条例案件2件でございます。議員の皆様には、慎重なご審議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々 お諮りいたします。

この際、日程第4「議案第29号」から、日程第5、「議案第30号」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

々 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

- 議 長 執行部から、議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、議案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略いたします。  
それでは、執行部から提案理由の説明を求めます。
- 々 日程第4、「議案第29号」から、日程第5、「議案第30号」について説明を求めます。番外高良町民生活課長。
- 番外高良町  
民生活課長 おはようございます。「議案第29号」について、ご説明申し上げます。  
本議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたもので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。  
専決処分事項は、川本町税条例等の一部を改正する条例の制定について、専決処分年月日は令和4年3月31日です。  
概要は、25ページをご覧くださいと思います。1. 専決処分の理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律、政令等が、令和4年3月31日に公布、同年4月1日から施行となることに伴い、川本町税条例の一部を改正し、令和4年4月1日から施行させる必要があったことから、専決処分をしたものであります。2. 改正の概要ですが、主なものは、個人町民税に係る住宅ローン控除です。所得税に係る住宅ローン控除の適用期限が4年延長され、令和4年分以後の所得税において、住宅ローン控除の適用がある場合、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内において、個人町民税から控除するものです。その他、所要の改正を行っております。以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 々 続きまして「議案第30号」について、ご説明申し上げます。  
本議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたもので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。  
専決処分事項は、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分年月日は令和4年3月31日です。  
概要は、4ページをご覧くださいと思います。1. 専決処分の理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律、政令等が、令和4年3月31日に公布、同年4月1日から施行となることに伴い、川本町国民健康保険税条例の一部を改正し、令和4年4月1日から施行させる必要があったことから、専決処分をしたものであります。2. 改正の概要ですが、課税限度額の引き上げです。課税限度額とは、世帯に課税される年間の上限度額ですが、その課税区分は、①から③の3つからなっております。今回の引き上げは、このうち①の基礎課税額、63万円が65万円に、②の後期高齢者支援金等課税額、

番外高良町  
民生活課長 19万円が20万円に引き上げられます。令和4年度以後の国民健康保険税に適用されます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々 それでは、「議案第29号、専決処分の承認を求めることについて（川本町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」。  
質疑を行います。質疑はありますか。5番木村議員。

5番  
木村議員 1ページですね、ちょっと言葉が分からないという事で教えてください。4項の中にありますけど、確定申告書に特定配当等に係る所得の明確（正：明細）に関する事項とありますが、その当該特定配当等に金額の所得の金額が適用しないとかですね、6項の当該特定株式譲渡所得金額に係る所得の金額について、今一度ちょっと理解不足なので、これの解釈をお願いします。

議 長 番外高良町民生活課長。

番外高良町  
民生活課長 ただいまのご質問ですけれども、今回のこの今説明しました住宅ローン控除以外の条例改正につきましては、主に所得税とかにかかる地方税法の改正による事で、見直しを行っております。例えばですけれども、今出てきましたような言葉については、そういった文言が税額控除といたしまして、確定申告書の用紙にそういった文言の記載等があります。そういったのを今回のこの条例を改正することによりましては、確定申告書の記載によってそういった所得税ですとか住民税の控除の取り扱いをなささいという事で改正になっております。

議 長 5番、よろしいですか。  
（「はい」の声あり）

々 他にありますか。他に質疑ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 これより討論を行います。討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）

- 議長 討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
- 々 「議案第29号」を承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第29号」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 々 次に、「議案第30号、専決処分の承認を求めることについて（川本町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について）」。  
質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
- 々 「議案第30号」を承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第30号」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 々 ここで、教育課より発言の申し出がありますので、許可をいたします。  
番外宇山教育長。
- 番外  
宇山教育長 失礼いたします。先日、音戯館のスイミングスクールの会員の方から教育委員会の方に連絡がございまして、4月からプールの会費を値上げをするという通知が来たんだけど、という事で連絡がきました。教育委員会としまして、担当それから担当課長に話を聞きましたら、まったく聞いていないという話でございました。早速、指定管理であります有限会社<sup>あんしん</sup>安伸（正：安伸

番外  
宇山教育長

有限会社)の担当者、それから代表の島田社長さんになるんですかね、島田社長さんに来ていただきまして、事の経緯の説明を求めました。値上げする内容について、燃料費が高騰したので上がるという会員の皆さんへの説明がありましたので、町が燃料費の上がった分については補填しているはずですけど、これはどういう事ですかと言うことで、安伸さんからはその方が理解が得られやすいだろうという話でありました。それから条例の方で会費につきましては0.5から1.5を乗じて指定管理者が設定できるというふうにはなっておりますけど、それは町長の承認を得ないと上げることはできないことになっております。この度は、当然、教育委員会も承知しておりませんでしたので、町長の承認も得ておりません。ですので、指定管理者が認識を誤って値段を会費を上げたという事で、直ぐに撤回をするようにという事で指示をしました。改めまして会員の皆様に会費の値上げはしませんという事を通知をさせていただきました。教育委員会としても知らなかったというわけにはいきません。たえず連絡を取りながらやっていたつもりなんですけれども、このような事が起きたのは非常に残念だなと思います。今後はこのような事が起きないように気を引き締めていきたいと思っております。以上、報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長

ただいまの発言に対して、何か質問がありますか。4番本山議員。

4番  
本山議員

失礼します。今、音戯館と緊密に連絡をとっておるような事を言われましたけれども、とれていないからこういう事になってるというふうに、私は思います。今まで音戯館のプールに関しましても、音戯館に関してちょっといろいろ問題が多くございまして、特に私は今の安伸さんに継ぐ指定管理は、行った時ですね、もともとは平成建設さんから請けられていた、あっ邑三建設さん(正:株式会社 オーサン)が請けられていたものが、安伸さんに変更しているというようなところでも、何かちょっと不思議な感じを持っておりましてけれども、適正な業者だという事で教育委員会の方からも説明がありましたので、それは請けたという事でございますけれども、あの時ですね緊密に連絡を取りながらやるというふうに言われておりました。しかしこういう事になったという事、これは単にちょっと言えばですよ簡単な説明で終わるかも知れませんけれども、中には結構複雑な案件が含まれておるような気がいたします。簡単に済みそうでちょっと重大なものを含んでいるような気がいたします。もう少しきちっとですね話し合いなり協議をしていたら、きちっとした運営をしていただきたい、お願いをいたします。

議 長 他にありますか。  
無いようですので、この件の説明を終わります。

々 ここで、私、飯田武則は、本日付で議長の辞職願を提出いたしました。

々 会議は、暫時休憩といたします。  
執行部の皆さんは議場からご退場ください。  
(午前9時50分)  
(執行部、議場より全員退場)

副議長 それでは、会議を再開します。(午前9時52分)

々 お諮りいたします。  
「議長の辞職について」を日程に追加し、「追加日程第1」として、直ちに議題とすることに、ご異議ありませんか。  
(「ありません」の声あり)

々 異議なしと認めます。  
よって、そのように決定いたします。

々 追加日程第1「議長の辞職について」を議題といたします。  
地方自治法第117条の規定によって、9番飯田議長の退席を求めます。  
(9番 飯田議長 自席より議場 退場)

々 飯田議長から、申し合わせにより議長の辞職願が提出されています。

々 お諮りいたします。  
飯田議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

々 異議なしと認めます。  
よって、飯田議長の辞職を許可することに決定いたしました。  
それでは、飯田議員の除斥を解除し、出席を求めます。  
(9番 飯田議員 再入場し自席へ着座)

々 9番飯田議員にお知らせいたします。提出されておりました辞職願は許可

副議長

されました。

々

ただいま、議長が欠員となりました。  
「議長の選挙」を日程に追加し、「追加日程第2」として、ただちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

々

異議なしと認めます。  
よって、そのように決定いたしました。

々

ここで、暫時休憩いたします。  
議員の皆さんは、議員控室にお集まりください。 (午前9時56分)

々

会議を再開します。 (午前10時12分)

々

追加日程第2「議長の選挙」を行います。

々

選挙は、「投票」により行います。  
議場を閉鎖いたします。  
(事務局長 議場閉鎖)

々

ただいまの出席議員数は、9名であります。

々

次に、立会人を指名いたします。  
会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番香取議員、2番中平議員を指名いたします。

々

投票用紙を配ります。  
(事務局長 投票用紙を全議員へ配付)

々

念のために申し上げます。  
投票は、「単記無記名」です。白票は「無効」といたします。  
投票用紙の配付漏れはありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
「配付漏れなし」と認めます。



副議長 投票箱を点検します。  
(事務局長 投票箱を開いて全議員へ示す)  
「異常なし」と認めます。

々 ただいまから、投票を行います。  
それでは、1番香取議員から議席順に投票願います。  
(1番香取議員、2番中平議員、3番圓山議員、4番本山議員、5番木村議員、6番石川議員、7番植田議員、8番片岡副議長、9番飯田議員)

々 投票漏れはありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
「投票漏れなし」と認めます。  
投票を終わります。

々 それでは、開票を行います。  
1番香取議員、2番中平議員は、開票の立会をお願いします。  
(発言席にて開票作業)

々 選挙の結果を報告いたします。  
投票総数9票、うち有効投票9票、無効投票0票です。

々 有効投票のうち、植田議員5票、飯田議員4票。以上のおりであります。  
この選挙の法定得票数は3票でありますので、投票の結果、植田議員が議長に当選されましたので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

々 ここで、議場の閉鎖を解きます。  
(事務局長 議場を開錠)

々 ただいま、議長に当選されました植田議員に、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。  
当選人から当選の承諾及びあいさつを自席にて、お願いいたします。

7番 植田議員 ただいまの選挙において、当選をさせていただきました。たいへんありがとうございます。これから町民の皆さんの付託に応える議会になるために、一生懸命先頭で引っ張っていきたいと思います。ありがとうございました。

副議長 ありがとうございます。  
では、植田議長、議長席にお着きをお願いします。  
(植田議長 自席から登壇し議長席へ 片岡副議長 議長席より自席へ着座)

新議長 追加日程「議席の変更について」を行います。  
「議席の一部変更について」を議題といたします。  
議長の選挙に伴い、会議規則第3条の3の規定によって、議席の一部を変更いたします。  
7番片岡議員、8番飯田議員、9番植田、以上のように変更いたします。

々 次に、片岡副議長から、副議長の辞職願が提出されております。

々 お諮りいたします。  
「副議長の辞職について」を日程に追加し、「追加日程第3」として、直ちに議題とすることに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

々 異議なしと認めます。  
よって、そのように決定いたしました。

々 追加日程第3「副議長の辞職について」を議題といたします。  
地方自治法第117条の規定によって、7番片岡副議長の退席を求めます。  
(7番片岡副議長 自席より議場 退場)

々 片岡副議長から、申し合わせにより副議長の辞職願が提出されております。

々 お諮りいたします。  
片岡副議長の「辞職を許可」することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって、副議長の辞職は、「許可する」ことに決定いたしました。

々 それでは、片岡議員の除斥を解除し、出席を求めます。  
(7番 片岡議員 再入場し自席へ着座)

々 7番片岡議員にお知らせいたします。提出されておりました辞職願は許可

新議長

されました。

々 ただいま、副議長が欠員となりました。  
「副議長の選挙」を日程に追加し、「追加日程第4」として、ただちに選挙  
を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

々 異議なしと認めます。  
よって、そのように決定いたしました。

々 ここで、暫時休憩いたします。  
議員の皆さんは、議員控室にお集まりください。 (午前10時27分)

々 会議を再開します。 (午前10時36分)

々 追加日程第4「副議長の選挙」を行います。

々 選挙は、「投票」により行います。  
議場を閉鎖いたします。  
(事務局長 議場閉鎖)

々 ただいまの出席議員数は、9名であります。

々 次に、立会人を指名いたします。  
会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番香取議員、2番中  
平議員を指名いたします。

々 投票用紙を配ります。  
(事務局長 投票用紙を全議員へ配付)

々 念のため申し上げます。  
投票は、「単記無記名」です。白票は「無効」といたします。  
投票用紙の配付漏れはありませんか。皆さん行き渡っておりますね。  
(「ありません」の声あり)  
「配付漏れなし」と認めます。

新議長

投票箱を点検します。

(事務局長 投票箱を開いて全議員へ示す)

「異常なし」と認めます。

々

ただいまから、投票を行います。

それでは、1番香取議員から議席順に投票願います。

(1番香取議員、2番中平議員、3番圓山議員、4番本山議員、5番木村議員、6番石川議員、7番片岡議員、8番飯田議員、9番植田議長)

々

投票漏れはありませんか。

(「ありません」の声あり)

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

々

それでは、開票を行います。

1番香取議員、2番中平議員は、開票の立ち会いをお願いします。

(発言席で開票作業)

々

選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票、うち有効投票9票、無効投票0です。

々

有効投票のうち、本山議員6票、木村議員3票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、本山議員が副議長に当選されました。

々

ここで、議場の閉鎖を解きます。

(事務局長 議場を開錠)

々

ただいま、副議長に当選された本山議員に、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

々

当選人から当選の承諾及びあいさつを自席にて、お願いいたします。

4番  
本山議員

失礼いたします。お許しを得ましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。たいへん栄誉あります、この川本町議会副議長に選任をいただきまして、誠に光栄でございます。ありがとうございました。たいへんこの重責を感じ

4番  
本山議員

ておるところでございます。選任していただいた以上は、議長を補佐し、円滑なる議会の運営そして議会の活性化に努めてまいりたいと思います。先輩議員、同僚議員の皆さま方には一層のご指導、ご鞭撻をお願いをいたします。私なりに謙虚に誠実に職務を熟していくつもりでございますので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

新議長

ありがとうございました。  
ここで、暫時休憩いたします。  
議員の皆さんは、議員控室にお集まりください。 (午前10時45分)

々

会議を再開します。 (午前11時36分)

々

お諮りいたします。  
各常任委員及び議会運営委員について、任期が令和4年5月7日に満了いたしますので、常任委員の選任から組合（議会）議員の選挙までを一括して日程に追加し、追加議事日程として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

々

異議なしと認めます。  
よって、そのように決定いたしました。

々

お諮りいたします。  
この際、追加日程第5「常任委員の選任」の件から、追加日程第7「特別委員の選任」の件までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

々

異議なしと認めます。  
よって、そのように決定いたしました。

々

追加日程第5「常任委員の選任」の件から、追加日程第7「特別委員の選任」につきましては、川本町議会委員会条例第5条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

新議長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

々

正副委員長を互選していただいておりますので、互選の結果を報告いたします。

総務教民常任（委員会）委員長に、1番香取議員、副委員長に、3番圓山議員。

産建町民常任（委員会）委員長に、5番木村議員、副委員長に、2番中平議員。

議会運営（委員会）委員長に、6番石川議員、副委員長に、3番圓山議員。

広報発行対策調査特別委員会委員長に、5番木村議員、副委員長に、2番中平議員。

江の川水防対策調査特別委員会委員長に、9番植田議員、副委員長に、4番本山議員。

活性化対策特別委員会委員長に、9番植田議員、副委員長、4番本山議員。

々

以上のとおり選任されましたので、ご報告いたします。

々

お諮りいたします。

この際、追加日程第8「邑智郡総合事務組合議会議員の選挙」の件から、追加日程第10「邑智郡公立病院組合議会議員の選挙」のまでを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

々

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

々

追加日程第8「邑智郡総合事務組合議会議員の選挙」から、追加日程第10「邑智郡公立病院組合議会議員の選挙」につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

々

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

新議長

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、「議長が指名」することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

々

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

々

それでは、お手元に配付しました名簿のとおり、指名いたします。

々

お諮りいたします。

ただいま指名しました方を、当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

々

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しました名簿のとおり当選されましたので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

々

この際、執行部から追加議案の申し出がありました。議会運営委員会で審議していただくため、暫時休憩いたします。

委員の皆さんは、大会議室へお集まりください。 (午前11時41分)

々

会議を再開いたします。

(午前11時48分)

々

先ほど、執行部から1件の追加議案が提出されました。議会運営委員会にて諮られた結果、追加日程第11として「議案第31号、監査委員の選任について」を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

々

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

々

追加日程第11「議案第31号、監査委員の選任について」の件を、議題といたします。

新議長 地方自治法第117条の規定により、2番中平議員の退席を求めます。  
(2番 中平議員 自席より議場退場)

々 執行部から提案理由の説明を求めます。番外野坂町長。

番外 野坂町長 それでは「議案第31号」について、ご説明申し上げます。  
監査委員の選任について。下記の者を川本町監査委員に選任したいので、  
地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。  
記、住所、島根県邑智郡川本町大字因原81番地1。氏名、中平茂明<sup>なかひらしげあき</sup>氏。  
生年月日、昭和33年7月1日生まれ。令和4年4月28日提出。川本町長、  
野坂一弥。よろしく、ご同意の方お願いいたします。

新議長 以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々 それでは、「議案第31号、監査委員の選任について」。  
これより、質疑を行います。質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

々 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 これより、討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

々 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより、採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第31号」に「同意」することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第31号」は、「同意」することに決定いたしました。  
ここで、中平議員の除斥を解除いたします。  
(2番 中平議員 再入場し自席へ着座)

々 中平議員にお伝えいたします。ただいま「議案第31号」で審査された「監  
査委員の就任」(正：選任)に対して、「同意」されたことをお伝えいたし



新議長 | ます。

々 | 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

々 | これをもって、令和4年第2回川本町議会臨時会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

(午前11時52分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中嶋 則行 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会旧議長

川本町議会新議長

川本町議会議員

川本町議会議員